

非会員旅費規程

第1条 一般社団法人情報科学技術協会（以下「協会」という）が協会会員以外の者に、講演または研修の講師等を依頼する場合の旅費については、下記の通りと定める。

第2条 協会会員以外の者に支払う旅費は、事後の実費申告によりすみやかに精算する。

第3条 旅費の種類は、近距離および遠距離とする。

- 1) 近距離とは、往復400キロメートル未満の地域への日帰りとする。
- 2) 遠距離とは、往復400キロメートル以上の地域をいう。

第4条 旅費の項目は、交通費および宿泊料とする。

第5条 遠距離における旅費の支給は下記の通りとする。

- 1) 講演または研修の時間帯が日帰り可能な場合は日帰りとし、交通費の実費を支給する。日帰り可能な時間帯とは、大阪、福岡、札幌であれば概ね午前10時以降午後7時までの間とし、その他の地域の場合は、交通手段を勘案して専務理事がその都度定める。
- 2) 講演または研修の時間帯が日帰り可能な時間帯を越える場合は、前日または当日の宿泊を認め、交通費の実費と宿泊料を支給する。

第6条 第4条および第5条第1項において、交通機関の事故等でやむを得ず宿泊した場合は、事情を勘案して宿泊料を支給することができる。

第7条 宿泊料は一泊上限1万5千円とし、実費を支払う。

第8条 交通費は、鉄道運賃または航空運賃とし、出張地に応じて適切な手段を選択するよう依頼する。

- 1) 鉄道運賃は、最も妥当な経路の普通運賃、特急料金を適用する。
- 2) 航空運賃は、出張後に出張者が提出する書類により証明される支払額を支給する。ただし、当該経路の普通運賃を上回らない額とする。

附則

1. 2017年11月15日理事会で承認された。